

生 活 保 護 法

指定介護機関の手引

川 越 市

令和 7 年 4 月

目 次

第 1 生活保護制度の概要	1
第 2 指定介護機関	1
第 3 介護扶助の内容	8
第 4 介護扶助の実施方式	10
第 5 介護報酬の請求手続	12

資 料

指定介護機関介護担当規程	14
生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定 による介護の方針及び介護の報酬	15

【凡 例】

福祉事務所	「川越市社会福祉事務所」又は「川越市生活福祉課」
国保連	「国民健康保険団体連合会」
要介護認定	「要介護認定」又は「要支援認定」
要介護状態等区分	「要介護状態」又は「要支援状態」
居宅介護サービス等	「居宅介護サービス」又は「介護予防サービス」
居宅介護支援等	「居宅介護支援」又は「介護予防支援」
居宅介護支援事業者等	「居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」
ケアプラン	「居宅介護支援計画」又は「介護予防支援計画」
ケアマネージャー	「居宅介護支援専門員」又は「地域包括支援センターの保健師等」
被保護者	「現に保護を受けている者」
要保護者	「現に保護を受けている・いないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者」

第1 生活保護制度の概要

日本国憲法は、国民に基本的人権の一つとして生存権を保障しており、その第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。

生活保護制度は、憲法によって保障される生存権を具現化する制度として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、国民の「最低限度の生活」を保障する最後のよりどころとしての役割を果たしています。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類です。医療扶助及び介護扶助以外の扶助は金銭給付を原則としています。

第2 指定介護機関

1 指定介護機関とは

介護扶助による介護を委託する介護機関は、その開設者の申請に基づき市長が指定することとされており、この介護機関を指定介護機関といいます。

なお、平成26年7月1日以降は、介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護機関は、別段の申し出がない限り、生活保護法の指定を受けたものとみなされます。

2 指定を受けるための手続き

平成26年6月30日以前に開設した介護機関で、この指定を受けようとする場合は、生活福祉課に備え付けてある指定申請用紙及び誓約書に事業所ごとに所定の事項を記載の上、生活福祉課に提出してください。

なお、申請書を提出する際は、介護保険法による指定書（10桁の介護保険事業者番号が明記されている書類）の写しも併せて提出してください。

届出用紙は生活福祉課に備えてあります。

3 指定の通知

市長が介護機関を指定したときは、告示するとともに、開設者に指定通知書を送付します。

なお、平成26年7月1日以降に開設され、生活保護法の指定を受けたものとみなされた介護機関については、告示はせず、指定通知書の送付のみとなります。

4 指定後の届出事項

指定介護機関は、次のような場合において、その届出を行うに至った事由が発生した日から10日以内に、介護保険に準じて届出が必要となります。

届出事項一覧

届 出 事 項	届出書類
①介護機関(主たる事務所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	変更届書
②介護機関(事業を行う事業所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	
③介護機関(主たる事務所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
④介護機関(事業を行う事業所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
⑤介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき (法人の代表者変更の場合は不要)	
⑥介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき	
※ 他市町村へ所在地変更の場合は、川越市生活福祉課に廃止届書を提出してください。	
⑦介護機関を休止したとき	休止届書
⑧介護機関の開設者を変更(交代、個人 ↔ 法人 等)したとき (吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社 ↔ 株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法人格が同一のため廃止届書は不要です)	廃止届書
⑨医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑩介護機関を廃止したとき	
⑪指定されているサービスの一部を廃止したとき (この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類を併せて記載してください)	
⑫介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき (医療機関(訪問看護ステーションも含む)の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、指定介護機関の廃止届出書の提出が必要です)	
⑬介護機関の移転により、指定する者(知事・市長)に変更があったとき (知事[さいたま市・川越市・越谷市以外] ↔ 市長[さいたま市 ↔ 川越市 ↔ 越谷市])	再開届書
⑭休止していた介護機関を再開したとき	
⑮生活保護法施行規則第 14 条第4項に規定する処分を受けたとき	処分届書
⑯生活保護法による指定を辞退しようとするとき (30日以上 の 予告期間が必要です)	辞退届書

※1 平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定又は許可を受け、当初は生活保護法に基づくみなし指定を辞退する旨の申出をした介護機関が、新たに生活保護受給者を受け入れる場合は、新規の指定申請が必要です。

※2 平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定又は許可を受け、生活保護法に基づくみなし指定を受けた後、辞退届書を提出した介護機関が、再度生活保護受給者を受け入れる場合も、新規の指定申請が必要です。

※3 平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定又は許可を受け、生活保護法に基づく指定を受けたとみなされた介護機関が、その指定又は許可を取り消された場合は、生活保護指定の効力が失われます。

5 指定の取り扱い

(1) 指定介護機関の指定基準

(1) 生活保護法の指定介護機関は、次の要件を満たす場合に市長が指定します。

ア 介護保険法による指定又は許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるもの

イ 「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」に従って適切に介護サービスを提供できると認められるもの

ウ 法第54条の2第5項において準用する法第49条の2第3項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。

※参考

第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 3 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 4 医師法（昭和23年法律第201号）
- 5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 8 医療法（昭和23年法律第205号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 11 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- 13 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 14 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 16 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 18 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 19 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 20 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 21 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- 30 公認心理師法（平成27年法律第68号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）
- 32 臨床研究法（平成29年法律第16号）

- (2) 法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。

別表第2(第54条の2関係)

その事業として 居宅介護を行う 者又は特定福祉 用具販売事業者	介護保険法第41条第1項本文の指定 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第71条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定 ※病院等のみなし指定: 居宅療養管理指導等	同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第71条第2項、第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第72条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定 ※介護老人保健施設	同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第72条第2項、第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第42条の2第1項本文の指定(同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第71条第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定があつたものとみなされた地域	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10若しくは同法第78条の12において読み替えて準用する同法第71条第2項の規定による同法第4

	密着型サービスに係る同項本文の指定(同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。)	2条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第72条第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定(同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。)	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10若しくは同法第78条の12において読み替えて準用する同法第72条第2項の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第78条の13第1項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の15第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の15第3項(同条第5項において準用する場合を含む。))の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
その事業として 居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第46条第1項の指定 (居宅介護支援)	同法第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第84条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第46条第1項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第79条の2第1項の規定により同法第46条第1項の指定の効力が失われたとき。
地域密着型介護 老人福祉施設	介護保険法第42条の2第1項本文の指定 (地域密着型介護老人福祉施設)	同法第78条の8の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の辞退があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
介護老人福祉施設	介護保険法第48条第1項第1号の指定 (介護老人福祉施設)	同法第91条の規定による同法第48条第1項第1号の指定の辞退があつたとき、同法第92条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第86条の2第1項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。
介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項の許可 (介護老人保健施設)	同法第99条第2項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第104条第1項若しくは第115条の35第6項の規定により

		同法第94条第1項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第94条の2第1項の規定により同法第94条第1項の許可の効力が失われたとき。
その事業として 介護予防を行う 者又は特定介護 予防福祉用具販 売事業者	介護保険法第53条第1項本文の指定 (介護予防サービス)	同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第115条の11において読み替えて準用する同法第71条第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定 (病院等のみなし指定・介護予防居宅療養管理指導等)	同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項、同法第115条の11において読み替えて準用する同法第71条第2項若しくは同法第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第115条の11において読み替えて準用する同法第72条第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定 (介護老人保健施設による介護予防通所リハビリテーション)	同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項、同法第115条の11において読み替えて準用する同法第72条第2項若しくは同法第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
	介護保険法第54条の2第1項本文の指定 (介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)	同法第115条の15第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の19の規定による同法第54条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第54条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。
その事業として 介護予防支援計 画を作成する者	介護保険法第58条第1項の指定 (介護予防支援)	同法第115条の25第2項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第115条の29の規定による同法第58条第1項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第58条第1項の指定の効力が失われたとき。

(2) みなし指定について（平成26年6月30日以前に開設された介護機関）

ア 生活保護法の「みなし指定」

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び地域密着型介護老人福祉施設については、介護保険の指定があった場合に生活保護の指定があったとみなします。

この2サービスのみ「みなし指定」であり、その他の介護サービスについては、みなし指定はありません。介護老人福祉施設であっても、併設する介護サービスがある場合は、別途、指定申請が必要です。

イ 医療機関等（介護保険法でみなし指定を受けている事業者）

医療機関（病院、診療所、薬局。以下同じ）は健康保険法の指定により、特定のサービス（居宅療養管理指導等）について介護保険の指定を受けたとみなされる介護サービスがありますが、生活保護法では「みなし指定」の適用はなく、申請が必要です。

ウ 訪問看護ステーション

介護保険法の指定により健康保険法の指定を受けたとみなされますが、医療機関と同様に、生活保護法の申請は必要となります。

エ 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

被保護者に対して特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を行う事業者については、知事（川越市においては市長）の指定を受ける必要があり、生活保護法の申請は必要となります。

オ 地域密着型（介護予防）サービス（地域包括支援センターを含む）

介護保険法上の指定は市町村長が行いますが、生活保護法の指定は知事（川越市においては市長）が行います。

カ 介護保険法における更新制度

介護保険法では6年ごとに更新申請が必要となりますが、生活保護法においては、更新制度はありません。

ただし、介護保険法に基づく指定が更新されなかった場合には、生活保護法において、指定基準を満たさないこととなりますので、辞退届又は廃止届を提出してもらうことになります。

(3) みなし指定について（平成26年7月1日以降に開設された介護機関）

ア 生活保護法の「みなし指定」

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護機関については、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）があらかじめ、特段の申し出をしない限り、生活保護の指定があったとみなします。

イ 医療機関等（介護保険法でみなし指定を受けている事業者）

平成26年7月1日以降に開設された医療機関については、健康保険法の指定により、特定のサービス（居宅療養管理指導等）について介護保険の指定を受けたとみなされ、かつ生活保護法の「みなし指定」が適用されるため、申請は不要です。

ただし、生活保護受給者にサービスを実施し、介護報酬を請求する場合は、福祉事務所（生活福祉課）から送付する「介護券」が必要になるため、事前に連絡をお願いします。

ウ 介護保険法における更新制度

介護保険法では6年ごとに更新申請が必要となりますが、生活保護法においては、更新制度はありません。

ただし、介護保険法に基づく指定又は許可が取消された場合は、生活保護法に基づくみなし指定の効力も失われますので、廃止届を提出してもらうことになります。

第3 介護扶助の内容

1 介護扶助の対象者

生活保護受給者のうち、介護保険制度の審査判定で要介護及び要支援状態と認定された、次の者が介護扶助の対象者となります。

介護保険の被保険者であるか又は被保険者でないかで次の通り3つに区分されます。

なお、介護保険の被保険者の場合は、介護保険の給付が行われます。このため、生活保護の補足性の原理により、介護保険給付が優先し、介護保険給付の行われない自己負担相当額のみが介護扶助の対象となります。

また、介護保険の被保険者以外の者の場合は、障害者施策等の他法・他施策による給付を優先して活用し、不足分や活用できない等の場合が介護扶助の対象となります。

《介護サービス費の介護扶助負担割合》

【第1号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する <u>65歳以上の者</u> (生活保護受給者でも被保険者となる)	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
【第2号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の <u>医療保険(社会保険)加入者</u> ※1で加齢に伴う特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
【被保険者以外の者】 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の <u>医療保険未加入者</u> ※1で加齢に伴う特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護扶助100% (10割)	

※国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれる【国民健康保険法第6条】ため被保険者以外の者となります。

2 介護扶助の範囲

介護扶助の範囲は、介護保険の給付対象となる介護サービスと原則的には同範囲です。

介護扶助の範囲（法第15条の2：介護保険と原則同範囲）

【要介護状態の者に対する給付】	
①	居宅介護（要介護状態の者に対する訪問・通所サービス等、地域密着型サービス含む）
②	福祉用具（入浴や排泄に用いる福祉用具等）
③	住宅改修（手すりの取付け等）
④	施設介護（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
【要支援状態の者に対する給付】	
⑤	介護予防（要支援状態の者に対する訪問・通所サービス等、地域密着型サービス含む）
⑥	介護予防福祉用具（要介護状態の者と同範囲）
⑦	介護予防住宅改修（要介護状態の者と同範囲）
【要介護状態・要支援状態の者に対する給付】	
⑧	移送（施設への入退所保険給付に含まれない最小限度の実費）

3 介護扶助の方法

介護扶助は、介護機関への委託（現物給付）によって行います。この給付は、介護券を指定介護機関に発行することにより行います。

なお、福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）、住宅改修（介護予防住宅改修）及び移送費等については、原則、金銭給付（被保護者に対して交付）によって行います。

4 介護方針及び介護報酬

介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によることとされています。

ただし、生活保護の規定として、次の規定が定められています。

「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」

概要は次の通りです。

（1）食事および居住費（滞在費）の負担限度額

生活保護受給者は利用者負担第1段階が適用されますので、「介護保険負担限度額認定証」を申請・確認の上、請求してください。

（※「被保険者以外の者」については、「介護保険負担限度額認定証」は発行できませんのでご注意ください。）

（2）食事・居住費（滞在費）の取扱い

介護保険法で規定する基準費用額を超える提供はできません。

特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超えた額の請求はできません。

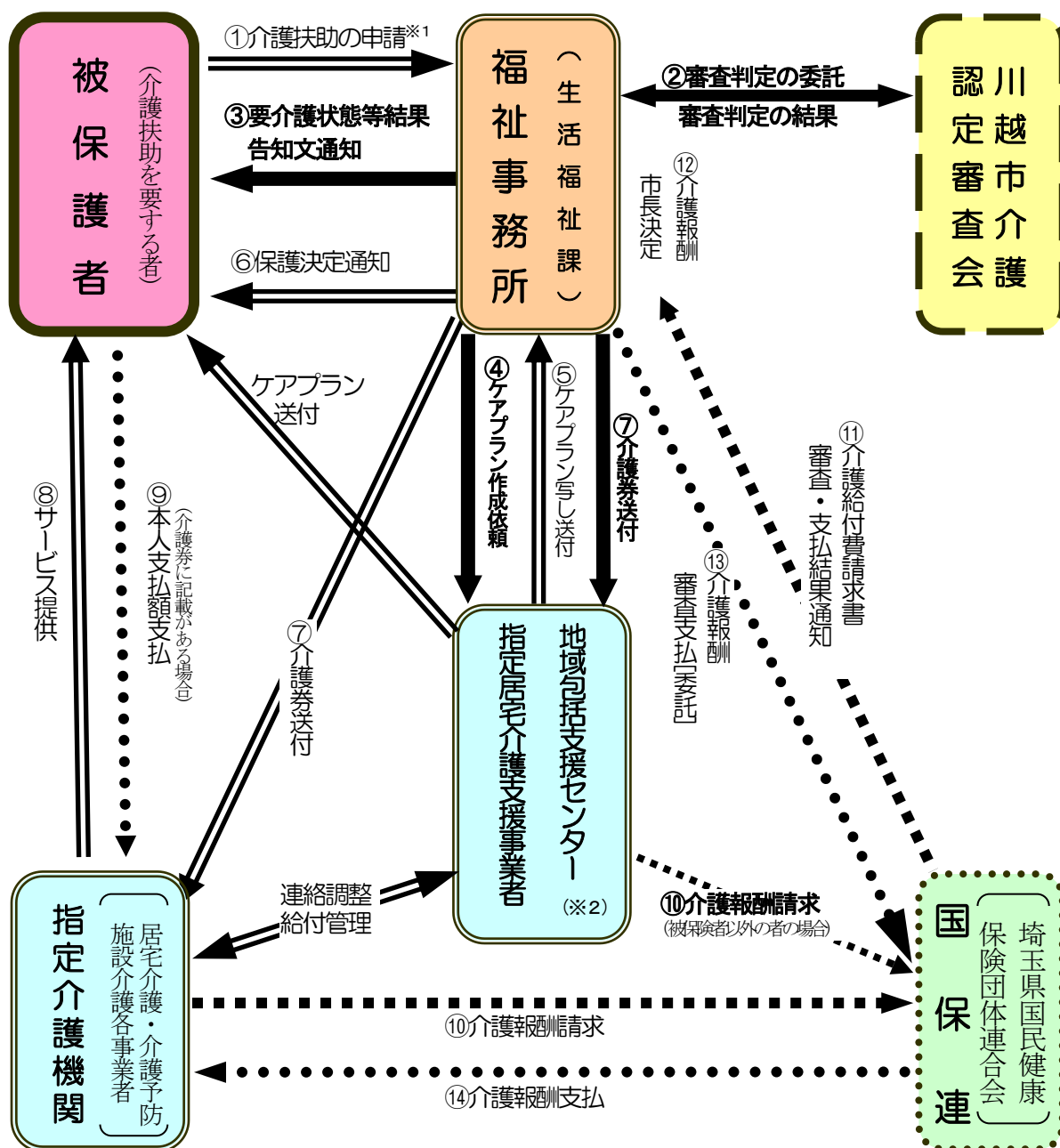
（3）個室の取扱（施設入所に限る）

ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、負担限度額が発生する場合は、原則として利用を認めておりません。

※ショートステイの場合は、負担限度額を被保護者が自己負担する場合には滞在を認めています。

第4 介護扶助の実施方式

介護扶助は、次のフロー図等において示された手続きが行われます。



1	被保険者（介護扶助1割）については、介護保険における要介護認定、ケアプラン作成の手続きが行われていることを前提
2	施設サービスの場合、指定居宅介護支援事業者・地域包括センターに係る手続きは対象外
3	ゴシック体（ ← → の部分）は被保険者以外の者（介護扶助10割）のみに係る手続き（被保険者は介護保険で手続きを行うため不要）
4	事業者からの請求（ ← ● ● ● の部分）、事業者への支払（ ● ● ● ● の部分）

1 現物給付

介護扶助は金銭給付ではなく、現物給付を原則としています。

2 申請保護の原則

介護扶助は被保護者（要保護者）からの申請に基づき決定されます。したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、生活福祉課に介護扶助の申請をしなければなりません。

また、介護サービス種類の追加や削除等の場合も、生活福祉課に介護扶助の変更申請をしなければなりません。

3 ケアプラン（居宅介護支援計画・介護予防支援計画）の作成

《サービス利用票（兼居宅サービス計画）及びサービス利用票別表》

介護扶助による居宅介護・介護予防の範囲は、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが作成したケアプランに基づき行うものに限られます。

このため、介護扶助を開始及び変更（介護サービス種類の追加や削除等を含む）するにあたっては、ケアプランが作成されていることが条件となり、生活福祉課では、作成したケアプランの写しが必要となりますので、ご協力をお願いします。

なお、ケアプランの作成に当たっては、必ず、区分支給限度額の範囲内で作成するようにお願いします。

区分支給限度額の範囲を超えるサービスは、被保護者の希望であっても、介護扶助の対象となりませんので、サービス事業者に対しても、徹底されるようお願いします。

（1）介護保険の被保険者（介護扶助1割給付の者）

介護扶助の申請に当たっては、被保護者（要保護者）が「ケアプランの写し」を添付して行うことが原則となっています。

しかしながら、被保護者（要保護者）からの提出を待っていては、保護の迅速かつ的確な決定に支障が生じるおそれがある場合には、本人の同意を得たうえで、生活福祉課が指定居宅介護支援事業者等から直接交付を求める手続きを行いますので、併せてご協力をお願いします。

（2）被保険者以外の者（介護扶助10割給付の者）

ケアプランの作成は、生活福祉課が指定介護機関への介護扶助の委託として行いますので、作成したケアプランの写しを、生活福祉課に提出してください。

4 介護券等

生活福祉課では、介護扶助の申請を受理すると、要介護認定結果及びケアプラン（居宅介護・介護予防の場合）に基づいて、介護扶助の給付を決定します。

介護扶助を決定した場合には、（介護予防）福祉用具の購入、（介護予防）住宅改修及び移送を除いて、その都度、暦月を単位として「介護券」を指定介護機関に直接送付します。

介護券は、福祉事務所（生活福祉課）が介護扶助の委託を決定した証明であり、介護扶助の対象者名、公費の負担割合、有効期間、本人支払額等が記載されています。

介護保険では被保険者証があらかじめ交付されていますが、生活保護にはこうした「保険

証」に相当するものがないので、指定介護機関は、福祉事務所（生活福祉課）が交付する「介護券」により毎月資格等の確認をお願いします。

なお、介護券は、生活福祉課が介護報酬請求関係書類を点検するに際して、指定介護機関に対して資格確認等の照会が必要となることがあり得るため、生活福祉課における確認作業が終了するまでの間、保管をするようにお願いします。

福祉事務所の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、請求後5年間は保管するようにお願いします。確認作業終了後は、指定介護機関において処分をしてください。

（個人情報が含まれるため、焼却処分又はシュレッダーによる処分をお願いします。）

5 市による指定介護機関個別指導

指定介護機関に川越市（生活福祉課等）の職員が出向いて、被保護者に対する適切な処遇の確保や、福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制の確保を目的として、懇談指導させていただきます。

当日は、被保護者の介護サービスの給付状況等について、介護記録その他の帳簿書類等の閲覧や、施設を見学させていただきながら進めます。

なお、実施に当たっては、事前に日時等について介護機関のご都合を伺ったうえ、文書で通知しますので、ご協力をお願いします。

第5 介護報酬の請求手続

1 介護報酬請求書

介護保険と同様の様式（介護給付費明細書）を使用してください。

ただし、食費・居住費（滞在費）の一部で、生活福祉課から直接支払うものについては、生活福祉課から送付された請求書を使用してください。

2 請求先等

介護扶助の審査・支払は、国民健康保険団体連合会（国保連）に委託して行います。

介護報酬の請求先は、介護保険と同様に、事業所・施設の所在地の国保連です。また、介護報酬の支払われる時期及び方法等も介護保険と同様です。

ただし、次のものについては、直接、生活福祉課に請求して下さい。

（1）介護保険の被保険者（介護扶助1割給付の者）

◎生活福祉課が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費（負担限度額）

（2）被保険者以外の者（介護扶助10割給付の者）

◎生活福祉課が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費（負担限度額）

◎ショートステイに滞在した場合の特定入所者介護サービス費相当分の食費及び滞在費

※請求時期は、国保連と同様をお願いします。

※円滑な支払いのため、請求書には国保連に提出した明細書を添付してください。

3 請求上の注意

介護報酬明細書の作成は、おおむね介護保険と同様ですが、次の点に注意してください。

- (1) 介護報酬は介護券に記載されている「有効期間」内の介護サービス分のみを請求して下さい。
- (2) 介護報酬明細書の作成の際は、介護券で必要事項を確認の上、作成してください。
- (3) 「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、その額を本人に請求してください。
介護報酬については、この本人支払額を控除した分が支払われることになります。

指定介護機関介護担当規程

平成12年3月31日
厚生省告示第191号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日
厚生省告示第214号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。



川越市福祉部生活福祉課（川越市社会福祉事務所）

電 話：０４９－２２４－５７８４（直通）

FAX：０４９－２２４－６１４８（直通）

Email：fukushi★city.kawagoe.lg.jp